

登校・登園許可証

児童・生徒・園児： _____ 年 _____ 組

氏名： _____

診断：(該当を○で囲む)

- ・インフルエンザ ・百日咳 ・麻疹
・流行性耳下腺炎 ・風疹 ・水痘 ・咽頭結膜熱
・流行性角結膜炎 ・急性出血性結膜炎 ・溶連菌感染症 ・マイコプラズマ感染症

登校・登園停止期間： _____ 月 _____ 日から _____ 月 _____ 日まで

_____ 年 _____ 月 _____ 日

_____ 医師名 _____ 印

学校長・園長様

参考：登校・登園許可の基準 ※その他、新型コロナウイルス感染症については保健所の指示に従ってお願いします

No.	病名	出席停止期間
1	インフルエンザ(第2種)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあたっては、3日)を経過するまで
2	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
3	麻疹	解熱後3日を経過するまで
4	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫張が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
5	風疹	発疹が消失するまで
6	水痘	すべての発疹がか皮下するまで
7	咽頭結膜熱	主要症状消退後2日を経過するまで
8	流行性角結膜炎	主要症状が消退するまで
9	急性出血性結膜炎	主要症状が消退するまで
10	溶連菌感染症	抗生剤治療開始後24時間を経て全身状態がよければ可
11	マイコプラズマ感染症	症状が改善し、全身状態がよければ可
以下は基本的に登校・登園許可証は不要		
12	伝染性紅斑	全身状態がよければ可
13	手足口病	全身状態が安定していれば可
14	ヘルパンギーナ	全身状態が安定していれば可
15	流行性嘔吐下痢症	下痢・嘔吐症状が回復し、全身状態がよければ可
いずれの場合も、医師がその伝染病の予防上支障がないと認めたときはこの限りではない。 伝染予防上問題がなくても、本人の状態が十分回復していない場合は、安静が必要である。 1～9は「学校保健安全法」による法律上の規定。 10～15は「学校において予防すべき伝染病の解説」(文部省発行)による。		